

悪質商法に「用心」!

「ご存じですか?」八潮市消費生活センター

八潮市消費生活センターは、市民のための身近な消費生活相談の窓口です。

●このようなことで困ったことはありませんか

- ・「身に覚えのないはがきが届き、不当な請求をされている」
- ・「生活苦になり借金をしたが、返済に困っている」
- ・「賃貸アパートの退去時に、高額な原状回復費用を請求された」

- ・「インターネットで購入したサプリメントが定期購入になっていた」
- 八潮市消費生活センターにご相談ください

商品や契約などで少しでも心配なことがありましたら、ご相談ください。専門の相談員が状況に応じて、助言やあっせん(解決のための事業者)

との交渉のお手伝い)などをしていきます。

相談は無料で、電話または面談で行います。秘密は厳守します。

相談日時・場所

【毎週月・金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時
 場八潮市消費生活センター(市役所内)※商工観光課で受付後、ご案内します。

【市内在住・在勤・在学の個人、市内で活動を行う団体
 なお、身近な相談事例は、広報やしおの「くらしの豆知識」や市ホームページに掲載しています。

令和元年度相談内訳

【相談件数】362件(うち、センターが事業者と交渉し解決

した件数が76件)

【主な相談内容】

- 特殊詐欺のはがき
- 借金・債務関係
- 賃貸住宅関連のトラブル
- 定期購入 など
- 通信販売の消費トラブルに注意

この度の外出自粛に伴い、通信販売で商品を購入する方が増加しています。通信販売は法律によるクーリング・オフ制度がなく、事業者が広告に表示する返品や解約の条件に従うこととなります。また、単品購入で買ったはずが、定期購入になっているといった相談も寄せられています。通信販売で商品を購入するときは、必ず事前に注文内容を確認しましょう。

出前講座実施中

商工観光課 ☎336

八潮市消費生活センターの相談員などが講師となり、悪質商法や契約トラブルの対処法など、消費生活に関する出前講座「だまされないぞ!」消費者被害から身を守る」を行っています。ぜひ、ご活用ください。

【市内在住・在学・在勤している5人以上の方で構成された団体・グループ
 無料
 商工観光課 ☎336

消費者啓発パネル展示 実施中

市民が普段何気なく生活している中に潜んでいる危険や悪質商法について、注意喚起のために消費生活に関する啓発としてパネル展示を実施しています。併せて無料のパンフレットや啓発グッズの配布も行っています。

また、小学生から大学生などの若年者へ向けた、オンラインゲームの高額請求やワンクリック詐欺被害防止などの啓発も行っています。身の回りに潜んでいる危険を知り、消費者被害を防ぎましょう。

日8月21日(金) 午後4時まで
 場市役所本庁舎1階ロビー
 問商工観光課 ☎336



昨年度の実施風景

全国で子どもや女性を狙った犯罪が多発しています ～子どもや女性の安全対策～

子どもや女性が犯罪にあわないように、日頃から注意しましょう。

問交通防犯課 ☎288

〈子どもを守るための保護者の対策〉

▼外出するとき

- ・家族に行き先を告げてから出かけるように習慣をつけさせましょう。
- ・できるだけ1人にならないようにしましょう。また、暗いところは歩かないよう注意しましょう。
- ・知らない人についていけないよう注意しましょう。
- ・知らない人に声をかけられたり、連れて行かれそうになったときは、防犯ブザーの使用や大きな声で助けを呼ぶように指導しましょう。

▼家にいるとき

- ・子どもだけで留守番をする場合は、ドアや窓などの鍵の施錠を徹底しましょう。
- ・知らない人の訪問対応はしないように、家族で話をしておきましょう。

〈自分の身を守るための女性の対策〉

▼外出するとき

- ・人通りの多い、明るい道路を歩きま

- しょう。
- ・携帯電話(スマートフォン)を操作しながら歩かないようにしましょう。
- ・イヤホンなどで音楽を聴きながら歩かないようにしましょう。
- ・電車に乗るときは、女性専用車両を利用しましょう。また、混雑する場所は避けましょう。
- ・電車内では、カバンや手持ちの荷物はなるべく前に抱えて持ちましょう。
- ・鍵を開けて家に入る前に、周囲に不審者がいないか確認しましょう。また、行動パターンを把握されないように、帰宅ルート、時間に変化をつけましょう。

▼家にいるとき

- ・在宅中でも必ず鍵をかけましょう。
- ・ドアを開ける前に相手を確認し、ドアチェーンなどをかけて対応しましょう。
- ・一人暮らしの場合、洗濯物はできるだけ部屋の中に干すようにしましょう。

「特別定額給付金」の

申請は8月31日まで

問特別定額給付金コールセンター ☎951・5436
 (受付 午前9時～午後5時※土・日・祝日を除く)

給付対象者1人につき10万円が支給される特別定額給付金の申請期限は、オンライン申請・郵送申請ともに8月31日(郵送の場合は消印有効)です。

7月30日時点で未申請の方は、お願ひします。

申請書が手元にな い方は、再発行の 手続きを

未申請の方で、申請書が手元にな
 い方は、コールセンタ
 ーへご連絡ください。